

## 随意契約理由書

件名	連動装置点検整備
契約の相手方	大同信号株式会社 大阪支店
根拠法令	地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項第2号に該当
<b>随意契約の理由</b> <p>連動装置は、列車運行に必要不可欠な転てつ機制御、進路制御、信号機の制御を行っており、不具合が発生すると重大な輸送障害となるため、常に状態を監視し、良好な状態に維持しなければならない。そのため国土交通省令に基づく整備要領を定めて定期的に点検保守を行っている。</p> <p>本業務は、装置を停止して行う精密点検を列車運行時間外である深夜の短時間で行うものであり、正確・安全かつ迅速な作業が必要であり、装置を熟知した熟練の技術者が要求される。</p> <p>また、本業務の主たる点検整備は連動装置の機器仕様に基づく性能確認及び連動制御機能の動作試験であり、装置の設計開発・製作・据付した上記業者以外では点検整備を行うことは技術的に不可能である。</p> <p>以上により上記業者と随意契約を行う。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 電気システム課 (電話番号 791-9729)